

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年5月11日（令和5年（行情）諮問第376号）

答申日：令和5年9月21日（令和5年度（行情）答申第304号）

事件名：「通達件名一覧 平成30年 陸上幕僚監部」の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「2018年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「通達件名一覧 平成30年 陸上幕僚監部」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月28日付け防官文第13685号及び同年9月28日付け同第15456号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらか

じめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から2枚目）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

上記（1）のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年8月28日付け防官文第13685号により、本件対象文書のうち1枚目ないし4枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年9月28日付け同第15456号により、本件対象文書のうち1枚目ないし4枚目を除く残りの部分について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年8か月及び約4年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらはいずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報は

なく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に特定している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月31日 審議
- ④ 同年9月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、一部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、本件対象文書の紙媒体の特定等を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について

- (1) 本件対象文書の作成方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書は表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものである旨説明する。
- (2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書は、発簡した文書の発簡番号、文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められ、表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものである諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。
- (3) このような本件対象文書の作成方法や様式に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別表

不開示とした部分	不開示とした理由
陸幕指通第6号(30.1.24), 陸幕指通第18号(30.2.9), 陸幕指通第26号(30.3.9), 陸幕指通第32号(30.3.20), 陸幕指通第56号(30.3.29), 陸幕指通第57号(30.3.29), 陸幕指通第58号(30.3.29), 陸幕指通第60号(30.3.29), 陸幕指通第67号(30.4.3)及び陸幕指通第84号(30.5.24)の件名のそれぞれ一部	通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 通信保全要領の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
陸幕法第48号(30.2.6)の件名の一部	個人に関する情報であり, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。